

吉野川市公立認定こども園における
園務支援システム導入及び運用保守業務
募 集 要 項

令和8年7月

吉野川市

1 目的.....	1
2 業務概要.....	1
3 予算額.....	2
4 プロポーザル対象.....	2
5 参加条件.....	2
6 スケジュール.....	3
7 募集要項等の公表.....	3
8 質問の受け付け・回答.....	4
9 参加意向申出書等の提出.....	4
10 参加事業者の通知.....	4
11 提案書提出参加（承認・辞退）届及び提案書類の提出.....	5
12 提案書について.....	5
13 プレゼンテーション及び審査方法.....	5
14 審査結果の通知及び公表.....	6
15 契約.....	6
16 提出書類の取扱い.....	6
17 その他.....	6

1 目的

本要項は、吉野川市公立認定こども園において、職員等の業務負担の軽減を図ること、及び業務の質の向上を目的としたICT化推進にあたり導入する「園務支援システム」の構築業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル（以下プロポーザルという。）方法等、必要な事項を定める。

なお、この募集要項に併せて交付・公表する次の資料も、この募集要項と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

- （１）仕様書：吉野川市が事業者要求する具体的な業務仕様を示すもの
- （２）機能要件等一覧：吉野川市が事業者要求する具体的なシステム機能等を示すもの
- （３）様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

2 業務概要

（１）業務名称

「吉野川市公立認定こども園における園務支援システム導入及び運用保守業務」（以下、「本業務」という。）

（２）業務内容

別紙「吉野川市公立認定こども園における園務支援システム導入及び運用保守業務 仕様書」のとおり。

（３）履行期間

契約締結日から令和９年３月３１日までとする。

仮稼働 令和９年１月４日（月）予定

本稼働 令和９年２月１日（月）予定

（４）成果物

本業務の成果物として、下記のものを納入するものとする。

① 導入計画書・環境構築保守業務体制図

作業場所の届出

② 完了時提出書類

・システム設計書

要件定義・外部設計・データ関係設計・手続き定義設計・環境設計などを記載

・運用保守設計書

・緊急時対応計画書

・テスト結果報告書

・操作マニュアル、研修テキスト

・運用マニュアル

③ その他業務遂行上必要とされる書類

（５）その他

① 本業務で納入されたシステムは、納入後１年間の瑕疵担保期間を設ける。

② 本業務の受託者と選定され、契約の締結を行った場合は、本市の情報セキュリティポリシーを遵守すること。

3 予算額

本業務に係るシステム構築、導入の提案見積り限度額は、下記のとおりとする。

総額 2,654,000円（消費税及び地方消費税含む。）

※システム構築費、導入費用、機器調達費用、システム使用料・保守費用（使用月分）を含む。

※なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、契約内容の規模を示すためのものである。また、これを超える金額での提案は認められないものとする。

4 プロポーザル対象

本プロポーザルは、募集要項、仕様書、機能要件等一覧表を参照し、提案すること。

5 参加条件

（１）参加事業者が備えるべき要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 令和８年度吉野川市の一般競争入札（情報処理）参加資格を有し、営業品目として「システム開発」を登録していること、又は参加意向申出書を提出した時点で当該事業に対応するとして一般競争入札参加資格申請を提出済みであり、契約締結時までに参加資格の取得が完了している者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により、吉野川市における一般競争入札の参加資格を制限されていない者であること。
- ③ 破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。）ではないこと。また、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者ではないこと。若しくはこれらと密接な関係を有していないこと。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- ⑥ 提案する園務支援システムは、地方自治体等で導入実績があり現在も稼働していること。
- ⑦ システム及びデータを管理運用するデータセンターにおいて、公的機関から認証を受けた ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）等に基づく管理がなされていること。

（２）参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加資格審査申請書の提出日とする。ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までの間に参加事業者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。

6 スケジュール

受託事業者は、公募型企画提案方式で選定する。

実施スケジュールは、次のとおりとする。ただし、受け付け等は、午前8時30分から正午及び午後1時00分から午後5時00分までとし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を行わない。日程は変更する場合がある。

項目	時期（期限）
募集要項等の公表開始	令和8年7月24日
募集要項等に関する質問受付期限	令和8年7月31日
募集要項等に関する質問に対する回答	令和8年8月7日予定
参加意向申出書等に関する書類の提出期限	令和8年8月14日
第1次審査（参加資格）の実施結果の通知	令和8年8月21日
提案書提出参加届	令和8年8月28日
提案書類の受付期間	令和8年8月28日～令和8年9月11日
第2次審査（選定委員会による提案審査：プレゼンテーション審査）	令和8年9月下旬
提案審査の結果通知	令和8年10月上旬
契約締結	令和8年12月1日

7 募集要項等の公表

（1）公表方法

本委託事業に関する募集要項等は、吉野川市ホームページにおいて公表する。

（2）公表資料

- ① 募集要項：本書
- ② 仕様書
- ③ 様式集
- ④ 機能要件等一覧表

※ 上記書類が必要な場合は、各自、吉野川市ホームページからダウンロードすること。

（ホームページアドレス <https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/docs/2026062500041/> ）

8 質問の受け付け・回答

（1）提出方法

募集要項に対して質問がある場合は、質問書により、電子メールで提出すること。

電話、口頭等による質問の受け付けはしない。

電子メールアドレス：kodomomirai@yoshinogawa.i-tokushima.jp

（2）受付期間

令和8年7月24日から令和8年7月31日

(3) 回答方法

吉野川市ホームページにおいて公表する。無用な混乱を招くことが危惧されるときは、質問に回答しないことがある。

(4) 回答期日

令和8年8月7日 予定

9 参加意向申出書等の提出

本件公募に参加を希望する場合は、参加意向申出書を提出すること。

(1) 提出書類

参加意向申出書（当該申出書に記載する添付書類を含む。）

(2) 提出期限 令和8年8月14日

10 参加事業者の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、参加資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知する。

(1) 通知日 令和8年8月21日

(2) 通知方法 電子メールにて通知

(3) 参加資格が認められなかった者は、本市が通知した日の翌日から起算して市役所閉庁日を除く7日以内に、書面により資格が認められなかった理由の説明を求めることができる。

11 提案書提出参加（承認・辞退）届及び提案書類の提出

参加資格が認められた者は、次に定めるところにより必要書類を提出すること。

(1) 提案書提出参加（承認・辞退）届

①提出期限：令和8年8月28日

②提出書類：提案書提出参加（承諾・辞退）届

(2) 提案書類の提出

①提出期間：令和8年8月28日～令和8年9月11日

②提出書類：正1部・副7部（提案見積書は正1部）

提案書(様式第7号～様式第11号)、機能要件等一覧表、提案見積書(様式第12号)

(3) 提出先：〒776-8611

吉野川市鴨島町鴨島115番地1

吉野川市こども未来課

12 提案書について

(1) 提案書の作成について

① 提案書の形式は、A4版（縦書き、横書きは自由）、両面印刷、長辺綴じとし、ページ番号を付ける

こと。提案書（様式7～様式11）については、様式自由となっており、提出にあたっては、作成した提案書の左上に「様式第○号」と記載したものを提出すること。また、提案区分ごとに提案区分名を記載した表紙のページを作成すること。

- ② 提案書の記述にあたっては、原則として日本語表記とし、参加者の説明がなくても理解できる内容となるように留意すること。専門用語は必要に応じて用語解説をすること。
- ③ 提案書の表紙には「吉野川市公立認定こども園における園務支援システム導入及び運用保守業務に関する提案書」を表記し、事業者名、代表者名を記載すること。
- ④ 見積り内容は、履行期間に係る費用として、消費税及び地方消費税を含んだ金額及びその詳細な内訳を記載したものであること。システムを利用する上で必要となる機器がある場合、その機器の名称、必要数及び金額についても記載すること。また、利用開始日以降に発生する保守料についても、提出すること。
- ⑤ 提案見積書に記載する令和8年度の額が「本委託業務における設計金額」を超える場合又は極端に少額であるなど、本委託業務の適正な執行に支障があると判断した場合は、失格とする場合がある。

1.3 プレゼンテーション及び審査方法

（1）プレゼンテーションによる審査

企画提案についてプレゼンテーションを実施し、選定委員による質疑を行うものとする。なお、提案者が6者以上の場合は、書類審査による事前審査を行い、得点の高い5者を選考してプレゼンテーション審査を実施する。

- ① 審査日時
令和8年9月下旬予定 別途通知する。
- ② 審査会場
吉野川市役所 詳細は別途通知する。
- ③ 提案時間
企画提案書の記載内容のうち、特にポイントとなる部分について説明、及び実際の画面を用いたデモ説明（20分程度）。質疑応答（10分程度、ただし、状況により延長する場合あり）。
プレゼンテーションは提出した提案書により行うこととし、追加の資料配布は認めない。
- ④ 参加人数
1企画提案者につき4名以内
- ⑤ 環境について
会場、スクリーンについては本市が用意する。その他必要なものがあれば企画提案者で用意すること。
- ⑥ その他 プレゼンテーションを行う順番は、提案書の受付順とする。

（2）審査方法

- ① 吉野川市公立認定こども園における園務支援システム導入及び運用保守業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、優先交渉権者の選定審査を実施する。
- ② 選定委員会は、参加事業者の企画提案書、機能要件に対する回答書等の提出書類の内容、プレゼンテーション等を対象に審査し、吉野川市公立認定こども園園務支援システム導入及び運用保守業務

公募型プロポーザル評価基準に基づき採点し、選定委員の合計得点が高い者から順位付けを行う。

- ③ 最も高い得点を獲得した者を優先交渉権者と選定する。
- ④ 審査の結果、同点の場合は、選定委員の合議によって優先交渉権者の選定及び2位以下の順位付けを行う。
- ⑤ 参加者が、1者のみでも審査し、選定を行う。

1 4 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査における選定結果は、審査を受けた者に対して通知し、ホームページに公開する。
- (2) 通知時期：令和8年10月上旬（予定）
- (3) 通知及び公表する選定結果は、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者のみ記載する。なお、通知には通知を行う提案者名を記載する。
- (4) 審査の経緯は公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

1 5 契約

優先交渉権者と、契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行う。なお、契約に係る協議により、優先交渉権者と契約できない場合は、次点者と契約について協議するものとする。参加者が1者のみでも、審査・選定の結果、適正な者であれば、契約交渉を行う。

1 6 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。
- (4) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

1 7 その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は、全て提出者の負担とする。

(2) 参加辞退

参加申込後又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式第7号）により、辞退の旨を担当課あてに提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要項等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成の留意事項等の条件に

適合しない書類の提出があった場合

- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ プレゼンテーションを欠席した場合
- ⑥ 見積り上限額を超えた見積りの場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、本市が必要とする場合は、あらかじめ受託先に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (5) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申立てることはできない。

以上